

令和 5 年第 5 回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和５年５月１０日			
招集の場所	嘉麻市役所５階会議室			
開閉会日時 及　び　宣　言	開会　令和５年５月１０日　１０時３０分	開会宣言	縄　田　　　緑	
	閉会　令和５年５月１０日　１１時０９分	閉会宣言	縄　田　　　緑	
付議案件	①　議案第１７号　農地法第３条の規定による許可申請について （　５　件　） ②　議案第１８号　農用地利用集積計画（案）の決定について （　３６　件　） ③　証明第１号　　非農地証明について （　１　件　） ④　通知第５号　　農地法第１８条第６項の規定による通知について （　２　件　）			
出席及び欠席	出席　１０名		欠席　５名	
議事録署名委員	４　番	田子森富雄	６　番	藤　嶋　　　進
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	松　尾　典　子	庶務係長	犬　丸　貴　弘
	主任主事	守　上　　　諄		

農業委員 出席状況	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	武 田 陽 一	○	9	田 中 久	○
	2	山 田 恵 子	×	10	松 尾 孝 嗣	×
	3	嶋 田 尋 美	×	11	品 原 勇 二	○
	4	田子森 富雄	○	12	井 手 勇	○
	5	中 嶋 誠	×	13	中 村 由 美	○
	6	藤 島 進	○	14	縄 田 緑	○
	7	添 田 實	○	15	縄 田 精 二	○
	8	山 崎 健 一	×			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏 名	出欠	担当地区	氏 名	出欠
	山野	藤春 崇	○	牛隈	松本隆二	○
	上臼井	中嶋 力	×			

第5回嘉麻市農業委員会総会（令和5年5月10日）

事務局	会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。 本日の出欠状況をご報告いたします。 在任委員15名中、出席者10名、欠席者2番 山田委員、3番 嶋田委員、5番 中嶋委員、8番 山崎委員、10番 松尾委員 5名であり、過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い、本総会は成立していますのでご報告いたします。
事務局	本日の資料の確認をさせていただきます。 事前に郵送しておりました令和5年第5回嘉麻市農業委員会総会議案書、同資料の2点です。 ご確認をお願いいたします。 それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。
副会長	只今より、令和5年第5回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
事務局	続きまして「農業委員憲章」の朗読でございますが、新型コロナウイルスの感染予防のため、読み上げにつきましては、中止させていただきますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
事務局	会長挨拶をお願いいたします。
会長	【会長挨拶】
事務局	議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。 それでは、会長、議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ありませんか？
会場	【異議なしの声】
議長	署名委員につきましては、4番の田子森委員と6番の藤嶋委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。議案第17号を議題といたします。
事務局	それでは1ページをお願いいたします。 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。 令和5年5月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 審議番号1番について、地区担当：中嶋推進委員が所用で欠席のため事務局に説明を

お願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇 他1筆 地目：田 地積：911 m² 申請事由：規模拡大

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 (62)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 (66)

譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし 貸付地：なし

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇〇〇氏が譲渡人の〇〇〇〇〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1ページに位置図、2ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号1番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、審議番号2番について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 それでは、2ページをお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 2

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番 地目：畑 地積：732 ㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (45)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 (65)

譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし 計：なし 申請事由：規模拡大

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人の〇〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして 3 ページに位置図、4 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 審議番号 2 番について、地区担当：藤春推進委員に説明をお願いいたします。

藤春推進委員 今回の譲受人の〇〇〇さんのお父さんと〇〇〇さんが親交があるということで、〇〇さんのお父さんが家庭菜園を実施しておりましたが、今回贈与という事でご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 2 番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで、推進委員の交代をお願いします。

事務局 続きまして、審議番号 3 番について、事務局に説明をお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 3

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：629 ㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇（67）

申請人譲渡人：飯塚市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇（68）

譲受人耕作地 自作地：14,447 ㎡ 借入地：16,765 ㎡ 計：31,212 ㎡ 申請
事由：規模拡大

権利内容：所有権移転 売買

- 事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇〇氏が、譲渡人の〇〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして 5 ページに位置図、6 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
- 議長 審議番号 3 番について、地区担当：松本推進委員に説明をお願いいたします。
- 松本推進委員 松本と申します。先ほど説明にありました〇〇〇〇〇さんが野菜を作りたいという事で〇〇〇〇〇さんから売買契約で譲り受けております。特に問題はなかと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 3 番について、ご質問はございませんか？
- 会場 【なしの声】
- 議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いします。

賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
- 議長 続きまして、審議番号 4 番について、事務局に説明をお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 4

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：935 ㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇 (72)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 (66)

譲受人耕作地 自作地：27,315.56 借入地：なし 貸付地：3,100 ㎡ 計：27,315.56 ㎡ 申請事由：規模拡大

権利内容：所有権移転 売買

- 事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇〇氏が、譲渡人の〇〇〇〇氏より売買で取得するものがあります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして 7 ページに位置図、8 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
- 議長 審議番号 4 番について、地区担当：松本推進委員に説明をお願いいたします。
- 松本推進委員 先ほどご説明がありました〇〇〇〇〇さんが規模拡大ということで〇〇〇〇さんから農地売買の契約で、農地を譲受けることとなっております。特別問題はないかと思われますのでご審議よろしくをお願いいたします。
- 議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 4 番について、ご質問はございませんか？
- 武田委員 〇〇さん、田んぼを購入されて、埋め立てて販売されてるんですよね。何か所か。馬古屏の裏、斜め裏とか、あとは旧〇〇〇〇の裏、田んぼを購入して埋め立てて、廃土をもってきて埋め立てて、それを販売されてるっていうところを聞くんで。本来、田んぼを買って埋め立てするにしても農業用施設を作るために埋め立てるとかならすぐいいのかわからないけど、その埋め立てをする、始めるっていうのは、たぶんよくないと思うんですよね。埋め立てないかもしれないですよ。ただそういく話を聞く。いろんなところからそういう話が入ってくるので、これってどうなのかなと。これ農業委員会はただ単にこれ OK ですと言われて、許可出してこれ進むのかなとずっと思ってたんですよね。
- 事務局 はい。私の方から回答させていただきます。〇〇〇〇〇さんが、購入されて土を埋めて、地上げをしてるっていうのは、農地改良行為と言いまして、あの埋め立てた後に、その農地を農地として使っていただくという内容で、一応転用許可が不要の分で農地改良行為と言ったところで 1000 ㎡未満、かさ上げが 1 メートル未満であればその埋め立てた後に、農地として使っていただくという条件で、うちの方に届け出はあっています。そのあと売買、それは農地のままですので、それを売買、どなたかに売ることになれば、また 3 条許可申請が必要になるということです。

武 田 委 員	馬古屏の裏、〇〇の〇〇〇〇が買ってる土地がありますよね。
事 務 局	あちらは農地転用許可がでております。 資材置場として〇〇〇〇さんが、農業委員会の方に提出されて、県の許可が下りて転用しています。
武 田 委 員	使える農地を使わず埋め立てて、別のものにする。今から 30 年前に、行われてた行為なんですね。農地買って、表土とって、廃土埋めて、やるっていう。それと同じような行為にしか見えないのでここはちゃんと調べるっていうか、ちゃんとしたほうが良いんじゃないかと思います。
事 務 局	一応こちらの方の届け出で 1000 m²未満、かさ上げ 1 メートル未満という形で、ちゃんと上に野菜とかを耕作している状態まで、作付け何をされるかとかと言ったところまでお伺いして、作付けをきちんとされてあるという条件でないと次にまたそのような、届け出があったときに、前の改良行為の届け出書が、きちんと耕作をされているという条件でないと、次の分は受けない。 一応県の、許可申請を受ける必要がないと言った条件のもと、やられてあるというのでいまのところ問題になるというような行為は起きておりません。
武 田 委 員	埋め立てするにしても、法律がありますよね？田んぼを埋め立てするにしても、廃土を使って埋め立てをするっていうのは基本的にありませんよね？
藤 嶋 委 員	それは法的に引っかかるっちゃんないですか。廃土っていうのは産廃でしょ？ それは完全に法律違反だから、それはそれで、別の方で罪になるわけですよ。なので今言ってるのをきちんとした条件で埋め立てれば何ら問題はないわけですよ。たしか 50 センチくらいまでは無届でいいわけでしょ？
事 務 局	1 メートルです。 多分他の法律でって言われてるのは土砂埋め立てって言われているところでそれは別の土木課なり、県の方に報告が必要になってくると思います。
武 田 委 員	それは大丈夫ですよ？
事 務 局	面積要件などきちんとされてあると思います。
議 長	埋め立ても 1 メートルじゃないで、きれいな状態を保つことができるものについてはですね、何ら法律に違反しない限りは、農業委員会でこれをどうするということはない、話がいったように別なものが出来れば、そこで農業委員会できるかどうか判断するというものではないと思います。
議 長	その他ご質問はございませんか？

会 場	【なしの声】
議 長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 4 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【挙手】
議 長	賛成多数であります。 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。 続きまして、審議番号 5 番について、事務局に説明をお願いいたします。
	農地法第 3 条関係審議表番号 5 申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇番〇 他 1 筆 地目：田 地積：5,359 m² 申請事由：規模拡大 申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇〇（48） 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇（82） 譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし 貸付地：なし 権利内容：所有権移転 売買
事 務 局	審議番号 5 番について、地区担当：松本推進委員に説明をお願いいたします。
松本推進委員	譲受人の〇〇〇〇さん女性であります、ご主人とともに新規で就農したいという事で〇〇〇〇さんから売買で農地を取得し、今後しばらくの間〇〇〇〇さんの指導のもと農業をされていくということでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議番号 5 番について、ご質問はございませんか？
田 中 委 員	面積は 5000 m ² ちょっとですか？新規ということですが生活は可能ですか？楽しみ、趣味でされるのですか？
松本推進委員	本格的ではなく、〇〇さんの指導の下での就農です
田 中 委 員	じゃあ別な仕事もお持ちということですか？
松本推進委員	はい。されてあります。まだ本格的ではなく、指導の元というところで農業をやられるそうです。
田 中 委 員	相当な機械を扱ったりしないといけんから

松本推進委員		ゆくゆくは本格的に就農されるそうです。
議	長	その他質問がなければ採決に入りたいと思います。 審議番号 5 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。 ここで、推進委員の退席をお願いします。
議	長	続きまして、議案第 18 号を議題といたします。 番号 22 番について田子森委員、番号 26 番について田中委員が、「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、田子森委員、田中委員の退席をお願いします。
事 務 局		それでは、3 ページをお願いいたします。 議案第 18 号 農用地利用集積計画（案）の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。 令和 5 年 5 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 (1) 利用権設定が新規 11 件 21 筆 30,807.43 ㎡、更新 23 件 61 筆 91,693 ㎡、計 34 件 82 筆 122,500.43 ㎡、所有権移転が 2 件 3 筆 4,642 ㎡
事 務 局		本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。 それでは 4 ページから 10 ページをお願いいたします。
事 務 局		農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われますがご審議 よろしくをお願いいたします。以上でございます。
議	長	本案について、ご質問はございませんか？
会	場	【なしの声】
議	長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。

ここで田子森委員、田中委員の入室をお願いいたします。

議

長

続きまして、証明第 1 号を議題といたします

それでは、11 ページをお願いいたします。

位置図、申請地図等は資料の 11～14 ページとなります。

証明第 1 号 非農地証明願について

証明書交付手続要領の規定に基づき非農地証明願の発行について審議に付する。

令和 5 年 5 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は、非農地証明願について、1 件の申請が出ております。それでは 12 ページをお願いいたします。

非農地証明願関係審議表番号 1

申請地：〇〇〇〇〇〇番〇〇 外 1 筆 地目：畑 地積：232 m²

所有者：〇〇 〇〇〇

申請人：嘉麻市〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇〇 (41)

事 務 局

当該地は、資料の 13 ページの非農地証明経過書にありますように、昭和 30 年代にはすでに宅地となっており、現在に至るまで宅地及び駐車場として使用。平成 30 年頃にはアスファルト舗装の工事も行っており土地の状態は農地としての利用は難しいため、非農地証明の申請を行っておりますのでご審議をよろしくをお願いいたします。資料といたしまして 14 ページに現況写真、15 ページに位置図、16 ページに申請地図、を添付しております。以上でございます。

議

長

証明番号 1 番について、副会長に説明をお願いいたします。

副 会 長

長

4 月 26 日総会の事前打ち合わせのあと会長と事務局と現地を確認しましたところ昔から宅地および駐車場になっていました。以上です。

議

長

本案についてご質問はございませんか？

添 田 委 員

〇〇の〇〇〇〇〇-〇〇ということで出てきています〇〇〇〇〇さん、私は〇〇にずいぶん長い間住んでいて知らないのですが、どのあたりにお住まいの方ですか？分らないければいいのですが。

議

長

年齢からすると 41 歳とお若い方ですから、昔は〇〇に住んでいて最近は〇〇にということと思いますが、後程事務局で確認してください。

添 田 委 員

分かりました。

議	長	その他質問はございませんか？
会	場	【なしの声】
議	長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。 よって、本案は非農地として証明したいと思います。
議	長	続きまして、通知第５号を議題といたします。
事 務 局		それでは、13 ページをお願いいたします。 通知第５号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。 令和 5 年 5 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 今月は 2 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており 14 ページに報告書を添付しております。以上でございます。
議	長	本件は報告のみでございます。 続きまして、会議次第 5 番、報告事項を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局		公共事業に関する農地の一時使用報告書について嘉麻市土木課長より届出が 1 件、あ っております。 それでは資料 15 ページをお願いいたします。 市道具嶋・赤松尾線の道路改良工事に伴う 資材置き場・事務所等の置き場として上西 郷 91-2 772 ㎡を令和 5 年 4 月 21 日～令和 5 年 7 月 31 日まで一時使用する旨 の届け出がっており、資料 15 ページから 17 ページに関係資料を添付しております。 以上でございます。
議	長	最後に、会議次第 6 番、その他に入らせていただきます。 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局		次回総会の日程について、6 月 9 日（金）10：30～となっております。 また、開催通知と一緒に送付いたしましたクールビズの実施ですが 10 月 31 日までとなっておりますのでお知らせします。
議	長	委員さんの方からは他になにかございますか？

藤 嶋 委 員	一ついいですか。農地プランの関係で。地域計画を立てるにあたって目標地図を作るかと思いますが。それに関して、各農事区があるけど、農事区長主導で行うのか、農業委員主導で行うのか確認したい。
事 務 局	私の方からお答えさせていただきます。地域計画に伴う、人・農地プランの策定は市長名とみなし行政の方が行うこととなっておりまして、その計画の策定に伴います目標地図の作成というのは農業委員会の業務となっております。その目標地図の作成にあたりまして地権者等耕作者の意向の方も確認したうえで、5 年先 10 年先どなたが耕作を担っていかれるのかというところのアンケートなり意向調査というのをしましてその情報を基に目標地図のたたき台、現状地図、それを作成しましてその作成が終わりましたら行政、嘉麻市と一緒に地域、農業委員話し合いの方を進めていくという形になります。行政側がするのか農業委員会が主体となってしまうのかと言いますと一緒に作成をしていくということになっております。現在 2 か所ですね、あの説明会、中間管理事業というのを合わせて利用することによって、人・農地プラン、地域計画の方も進めやすくなるということで県の農林事務所の方にいらっしゃいます相談員さんや福岡の方の中間管理機構の職員さんにきていただいて事業の説明なり今後地域計画をするうえで、集まっていたいて地元の方に説明会を開催していこうという話があります。先日、4 月 25 日の研修会の講師の先生の話の中でも、各地区同時にスタートして、2 年以内に完了するというのは国の方も難しいのではないかと判断されておりまして、やはりその地域地域の機運が高まっているところから、順にですね、職員の数の方も限られておりますので、そういう風な申し出があったところから随時話し合いの方を検討していこうという風に考えております。
藤 嶋 委 員	一番最初の動きはじめ、どっちが言い出すかっていう。今、農事区長いるけど、そういう認識が高い所は、そうやって動いていくけど低い方は全く動けない。そういうときにどうやって、動く方に誘導するかっていう。農業委員が誘導するのか、行政の方から、こういう風にしないといけないですよというのを送ってもらって、一緒に話をするか。
事 務 局	一度はこの間の研修会のように、キックオフでこういう風にやっていかないといけないという全体の説明会のようなものが必要ではないかと考えております。それを合わせたところで、今は農繁期でありますので、田植えが落ち着いたぐらいの時に、嘉麻市と嘉麻市の農業委員会と、合わせて農事区長と通知をしまして、大きな会場で、まず地域計画とはどういうものなのか、人・農地プランとどう違うのか、それを進めるためにはどんな事業を活用すれば有効な計画になるのかというような説明会のような研修会、委員さんではなくて農業をされる、実際の耕作者の方を含めて、キックオフのようなものを開催したほうが望ましいのではないかと考えております。
井 手 委 員	耕作者については農事区で何回も話し合って、方向性っていうのは決まっていますが、その中で、地権者については、私個人からすると、全くそういうことを知らない。人・農地プランも知らない。中間管理機構も知らない人がほとんどです。これを抜きにして、話は進まないから、田植えに入る前に、私の方で案内文を出して、地権者に地元の公民館に集まってもらって、説明したいと思うんですが、地元の人間が説明するのと、市の

担当者あるいは、県の間管理機構の人の話の方がやっぱり公的な人ですから、絶対抜きにされないです。今担当者に日程調整をお願いしていますが、その中でアンケートを私、昨日作りまして、全土地持ちの人に配って、どうするのかというのを集めたくて。できれば、〇〇さんが担当なんで一応昨日電話でお願いしています。来週か再来週には一度開きたいと思ってます。良いでしょうかそういう方向で。今の説明やったら、後で全体の説明会、集会をやるということだったんですけど、私は早め早めにやっていこうということで、計画しているんですが。それと乖離していてもいいですか。

事務局 特に、先行していただく分に関しては特に問題ありませんので、先ほど言われました内容についてですね、担当の〇〇から話は聞いております。特に問題はないと思います。

副会長 それは地権者だけ集めてですか？

井手委員 いいえ。耕作者も一緒にしたいと思っています。最初は、入作の人たちが2～3年後撤退されるという意向を確認したので、入作の人にあとはだれがこの土地を受けるのか、話し合いをするけどいいですかと確認を取ってます。具体的に、地図を作るとなると、要するにすぐにまとまるわけではないので。要するに2年という目標がありますから、地権者の理解を得たうえで、耕作者で地図を作るのはできやすいですけど、耕作者の理解なしにそういう地図を勝手に作ることは難しい。そういう了解を得るための懇談会をしたいと思っています。

副会長 ありがとうございます

議長 その他何かございませんか？

会場 【なしの声】

事務局 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副会長 以上をもちまして、令和5年第5回嘉麻市農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

4 番委員

6 番委員
